

留学生委員会

本学では、留学生の皆さんの学びや学校生活を支援するために、留学生委員会が組織されています。日常生活の様々な事柄について皆さんの相談に応じます。また、年1～2回教師との懇談の場が設けられていますので、積極的に参加してください。

以下に、学校生活に必要な情報を記載します。入学時オリエンテーションでも案内をしますが、疑問等がありましたら学生課までお問い合わせください。

1. 在留資格

○留学ビザ

本学では、在留資格が「留学」の学生を「留学生」と呼びます。

在留期間満了日の確認を忘れないようにし、ビザ更新手続きを早めに行なってください。手続きについての詳細は、入国管理局にお問い合わせください。

○「住民票」の提出

毎年度始めに、在住の市区町村発行の「住民票」を必ず学生課宛に提出します。次の点に注意して「住民票」を用意してください。

①本人のみ記載のもの。

②国籍・地域、第30条45規定区分、在留カード番号、在留資格・在留期間記載のもの。

○住所変更・在留資格変更・在留期間更新

住所変更・在留資格変更・在留期間更新が生じた場合は学生課に報告し、変更後の情報が記載された「住民票」を学生課に提出してください。

○休学中

休学中に日本にいる場合、3ヶ月以上留学生としての学びを続けていないと、在留資格取り消しの対象となります。また休学中も日本に滞在する理由がある場合には、その活動に応じた在留資格へ変更する必要があります。復学する場合もあらためて在留資格認定証明書の取り直しや在留資格変更等の手続が必要となりますので、事前に入国管理局へ相談してください。

2. 授業料減免制度

私費留学生には「授業料減免」の制度があります。(留年者は対象外)

年度始めに配られる書類を期限まで提出してください。

3. 国民健康保険への加入義務

別に配布している「留学生のための健康のしおり」を常に参照してください。

国民健康保険への加入は特に重要です。留学生は、文化の違い、外国語による

多くの授業課題など、体調を崩しやすい状況にありますので、医者の診察・治療を受けた時に健康保険に加入していると、自己負担額は減ります。さらに、1ヶ月の医療負担額が高額になった場合は、高額医療補助という制度により、必要な書類を市町村に提出すれば、追って負担額の一部が戻ってきます。

【参考】 「高額医療」適用額は、収入によって変わります。住民税を払っていない人【低所得者＝(住民税非課税)】は「自己負担限度額」は3回までは35,400円(4回目以降は24,600円)で、この金額を超えた負担は後日戻ってきます。[参考：三鷹市2018年調べ]

4. 留学生住宅総合補償について

「留学生住宅総合補償」とは、留学生の①「賠償責任」と②「傷害後遺障害」のための「海外旅行保険」と、③民間アパート等(大学寮は対象外)に入居時の保証人を補償するための「保証人補償基金」を組み合わせたものです。

留学生自身が保険料を支払って、「留学生住宅総合補償」に加入します。この制度に加入すると、留学生は民間アパート等への入居時に本大学に連帯保証人を依頼することができ、また入居中に生じる借戸室の失火、階下への水漏れ等貸主・他人に対する補償と、自身のケガによる後遺障害に対する保険金を受けることができます。また保証人となった学校側は、不払い家賃・原状回復等を求められて、それを支払った場合には、補償金を受けることができます。

国民健康保険とは別に、不慮の交通事故などでケガを負ったり負わせたりした場合にも保険適用されますので、加入義務はありませんが、留学生の全員加入をお勧めします。在留資格(visa)の期限が1年の学生は1年間補償の保険料(4,000円)、2年の学生は2年間補償の保険料(8,000円)を振り込んで、加入者となります。

補償対象者

留学生…「留学」の資格を有するもの

連帯保証人…本学留学生委員会 委員長 または本学事務長

保険料等負担金と補償金額

種別	補償対象者	補償内容	1年間	2年間
海外旅行 保険	留学生	① 留学生賠償	5,000万円限度	5,000万円限度
		② 傷害後遺障害	240万円限度	240万円限度
保証人 補償基金	保証人	③ 保証人補償	30万円限度	30万円限度
保険料等負担金 (海外旅行保険料と 保証人補償基金加入金の合計負担額)			4,000円 (保険料2,500円 +加入金1,500円)	8,000円 (保険料5,000円 +加入金3,000円)

5. 資格外活動（アルバイト）

外国人留学生がアルバイトをする場合には、「資格外活動申請書」および大学発行の「副申請書」を入国管理局に提出する必要がありますので、学生課に相談してください。また、アルバイトの職種や勤務時間には以下のような制限があります。

【週に 28 時間以内／夏休み等の長期休業中は、1 日 8 時間以内】

6. 日本語基礎クラスおよび日本語補講クラス開講について

日本語に困難を覚える留学生のために、また日本語の力をもっと身につけたいという留学生のために、日本語基礎クラス（新入生対象）および日本語補講クラス（主に新編入学生対象）が開講されます。日常生活で必要な表現から聖書や神学書に必要な表現まで、大学生活に欠かせない日本語力をぜひこの機会身につけてください。

<合格書類の中に通知があった学生>

- ・日本語基礎クラス：入学初年度に通年（前期および後期）でこのクラスを必ず履修してください。
- ・日本語補講クラス：編入学初年度に通年（前期および後期）でこのクラスを必ず受講してください。

7. その他の注意点

知らないうちに「犯罪」となってしまうことがあります。→別紙パンフレット参照

- ・外国人登録証は常時携帯の義務がある。
- ・入管法で禁止しているアルバイトはしない。
◆参考：<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/shikakugai.html>
- ・アルバイトの時間数制限があり、ビザ更新の際、それらのアルバイト情報も審査される。
- ・自転車を譲り受けるときは必ず名義変更すること。他人名義の自転車に長期間乗らないこと。
- ・身分証明書の貸し借りは学則違反なので、しないこと。
- ・他人の荷物の受取はトラブルになりやすいので避けること。
・・・etc.